

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

一般職の職員の特給に関する条例及び職員の特給手当に関する条例の一部を改正する条例(四・人事課)	12
職員の特給手当に関する条例の一部を改正する条例(五・人事課)	15
特別職の職員で非常勤のものの特給および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(六・人事課)	17
秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(七・人事課)	17
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(八・財政課)	18
秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(九・税務課)	19
秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(一〇・市町村課)	19
秋田県地域おこし支援基金条例の一部を改正する条例(一一・市町村課)	20
秋田県合併市町村特例交付金条例(一二・市町村合併支援室)	20
秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例(一三・福祉政策課)	22
秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例(一四・健康対策課)	23
保健医療福祉協議会条例(一五・健康対策課)	24
秋田県健康づくり推進条例(一六・健康対策課)	27
秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(一七・医務課)	32
秋田県社会奉仕活動基金条例の一部を改正する条例(一八・県民文化政策課)	33
秋田県安全・安心まちづくり条例(一九・県民文化政策課)	33
秋田県食品の安全・安心に関する条例(二〇・県民文化政策課)	36
秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例(二一・環境整備課)	40
食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(二二・生活衛生課)	41

秋田県自然公園施設条例の一部を改正する条例(二三・自然保護課)	42
秋田県森林整備担い手育成基金条例の一部を改正する条例(二四・農林政策課)	43
秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金条例の一部を改正する条例(二五・農山村振興課)	44
秋田県米穀販売業者登録等手数料徴収条例を廃止する条例(二六・水田総合利用課)	44
秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例(二七・商工業振興課)	44
秋田県工業団地内の土地の減額譲渡及び減額貸付けに関する条例(二八・商工業振興課)	45
風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例(二九・都市計画課)	45
秋田県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(三〇・港湾空港課)	49
財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(三一・管財課)	54
秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例(三二・管財課)	55
市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(三三・教育庁総務課)	55
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(三四・教育庁総務課)	58
秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例(三五・幼児・養護教育課)	59
秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(三六・高校教育課)	60
学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(三七・高校教育課)	60
秋田県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例(三八・高校教育課)	61
秋田県美術品取得基金条例の一部を改正する条例(三九・生涯学習課)	61
秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例(四〇・保健体育課)	62
秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(四一・警務課)	62
秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(四二・警務課)	63
企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例(四三・企業局総務課)	63
秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(四四・議員提出)	64

この号で公布された条例のあらまし

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四号)

1 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二八年秋田県条例第二号)の一部改正(第一条による改正)

(一) 教育職給料表(三)を新設し、県立の中学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する教育職員に適用することとした。(第四条及び別表第四関係)

(二) 義務教育等教員特別手当の支給対象者に県立の中学校に勤務する教育職員を加えることとした。(第二三条の三の四関係)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六三年秋田県条例第三号)の一部改正(第二条による改正)

教育業務連絡指導手当の支給対象者に県立の中学校に勤務する教育職員を加えることとした。(第二三条関係)

3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五号)

1 地方独立行政法人の職員としての在職期間を有する国家公務員等が引き続き職員となった場合は、当該地方独立行政法人の職員としての在職期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間に含めることとした。(第七条関係)

2 一般地方独立行政法人の職員が引き続き職員となった場合は、当該一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を退職手当の算定の基礎となる在職期間に含めることとした。(第七条の四関係)

3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六号)

秋田県保育士試験委員の廃止に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第七号)

独立行政法人労働者健康福祉機構法(平成一四年法律第一七一号)の施行に伴い、

所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第八号)

1 児童福祉法関係手数料
保育士試験の受験の出願に係る手数料の額を、一件につき二一、七〇〇円(現行八、九〇〇円)に引き上げることとした。(第四条関係)

2 消防法関係手数料
消防設備士が受講する講習の名称を「消防用設備等の工事又は整備に関する講習」から「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」に改めることとした。(第九条関係)

3 使用済自動車の再資源化等に関する法律関係手数料
解体業の許可を受けようとする者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。(第一条関係)

解体業の許可の申請	一件につき	七八、〇〇〇円
解体業の許可の更新の申請	一件につき	七〇、〇〇〇円
破砕業の許可の申請	一件につき	八四、〇〇〇円
破砕業の許可の更新の申請	一件につき	七七、〇〇〇円
破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請	一件につき	七五、〇〇〇円

4 1は公布の日から、2は平成一六年六月一日から、3は同年七月一日から施行することとした。

秋田県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第九号)

1 産業廃棄物の広域的処理に係る環境大臣の認定を受けて産業廃棄物の埋立処分を業として行う者を産業廃棄物税の特別徴収義務者となる最終処分業者に加えることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一〇号)

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成一四年法律第八八号）等に基づく事務を処理する市町村に秋田市を加えることとした。
- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

- 1 秋田県地域おこし支援基金条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一一号）
- 1 市町村が実施する公共施設の整備事業等を秋田県地域おこし支援基金の対象事業に加えることとした。
- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県合併市町村特例交付金条例（秋田県条例第二二号）
趣旨

- 1 この条例は、合併市町村が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行う取組を支援するため、合併市町村特例交付金（以下「交付金」という。）の交付に關し必要な事項を定めることとした。（第一条關係）
- 2 交付対象
- 2 交付金は、合併市町村に対し交付することとした。（第二条關係）
- 3 交付金の額

- 1 の合併市町村に対し交付する交付金の額は、二億円に当該合併市町村に係る合併關係市町村の数を乗じて得た額を限度とすることとした。（第三条關係）
- 4 交付期間等
- 4 交付金を交付する期間は、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く五年度のうち、連続する五年度とすることとし、交付金は、交付金を交付する期間の各年度において、交付金の限度額を五で除して得た額を限度に交付することとした。（第四条關係）
- 5 交付金の充当等

- 5 合併市町村は、交付金を市町村建設計画に基づいて行う事業その他の合併市町村が一体性を速やかに確立し、活力に満ちた個性豊かな地域を形成するために行うと認められる事業に要する経費に充てることとし、合併市町村の長は、その年度において交付を受けた交付金の充當の状況に關する報告書を、その年度の終了の日の翌日から起算して三〇日以内に知事に提出しなければならないこととした。（第五条關係）
- 6 その他交付金の返納及び知事の調査等について定めることとした。（第六条及び第七条關係）
- 7 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

- 1 秋田県社会福祉施設条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一三三号）
- 1 秋田県南部老人福祉総合エリアの在宅老人介護センター及び診療・リハビリセンターを廃止することとした。
- 2 その他

- 1 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- (二) 秋田県南部老人福祉総合エリア使用料等徴収条例（昭和六三年秋田県条例第一〇号）について所要の規定の整備を行うこととした。

- 1 秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例（秋田県条例第一四号）
- 1 次の設備を使用し、又は健康診査を受ける者から使用料を徴収することとし、その額を次のとおり定めることとした。

ビデオプロジェクター	
一式一回につき	五八〇円
婦人科	
乳房超音波検査及び乳房エックス線検査を行うもの	一人につき 九、三〇〇円
乳房超音波検査を行うもの	一人につき 七、二〇〇円
健康 乳房エックス線検査を行うもの	一人につき 五、〇〇〇円

- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 1 保健医療福祉協議会条例（秋田県条例第一五号）
- 1 知事の諮問に応じ、地域における保健、医療、福祉、衛生及び生活環境に係る施策の総合的な推進に關する事項を調査審議させるため、次のとおり保健医療福祉協議会を置くこととし、その組織及び運営に關し必要な事項を定めることとした。

名 称	所 管 区 域
秋田県大館鹿角地域保健医療福祉協議会	鹿角市 大館市 鹿角郡 北秋田郡のうち比内町及び田代町
秋田県鷹巣阿仁地域保健医療福祉協議会	北秋田郡のうち鷹巣町、合川町、森吉町、阿仁町及び上小阿仁村
秋田県山本地域保健医療福祉協議会	能代市 山本郡

秋田県秋田地域保健医療福祉協議会	秋田市 男鹿市 南秋田郡 河
秋田県由利地域保健医療福祉協議会	本荘市 由利郡
秋田県仙北地域保健医療福祉協議会	大曲市 仙北郡
秋田県平鹿地域保健医療福祉協議会	横手市 平鹿郡
秋田県雄勝地域保健医療福祉協議会	湯沢市 雄勝郡

- 2 その他
- (一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
 - (二) 保健所運営協議会条例(昭和二九年秋田県条例第五二号)は、廃止することとした。
 - (三) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三二年秋田県条例第三五号)について所要の規定の整備を行うこととした。

1 秋田県健康づくり推進条例(秋田県条例第一六号)

1 目的
この条例は、健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 定義
この条例において用いる「健康づくり」及び「健康づくり関係者」の用語の意義を定めることとした。(第二条関係)

3 基本理念
健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。(第三条関係)

- (一) 県民が、健康づくりの重要性を深く理解するとともに、自己の健康を管理する能力の向上を図りながら、生涯にわたって主体的に取り組むこと。
- (二) 県、健康づくり関係者及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、相互に連携し、及び協力して必要な措置を講ずるとともに、県民の生涯の各段階に応じた支援を一貫して行うこと。

4 責務
健康づくりのための県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を定めることとした。(第四条、第七条関係)

5 基本計画
知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する目標及び施策の方向その他重要事項について定める基本計画を定めなければならないこととした。(第八条関係)

6 県民等に対する支援
県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うこととした。(第九条関係)

7 健康教育の充実等
県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう健康教育の充実に努めるとともに、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体的に健康づくりを行うことができるよう学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うこととした。(第一〇条関係)

8 人材育成
県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずることとした。(第一一条関係)

9 調査研究等
県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うこととした。(第二二条関係)

10 健康づくりの日
県は、健康づくりに関する県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、一〇月の第一日曜日を健康づくりの日とすることとした。(第二三条関係)

11 表彰等
知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていると認められる者を公表し、又は表彰することができることとした。(第一四条関係)

12 年次報告
知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表することとした。(第一五条関係)

13 市町村に対する協力
県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うこととした。(第一六条関係)

14 生活習慣病の予防
 係)
 県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずることとした。(第一七条関係)

15 心の健康の保持及び自殺の予防
 県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整備、啓発活動等を行うこととした。(第一八条関係)

16 健全な食生活の実現
 県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の特長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずることとした。(第一九条関係)

17 受動喫煙の防止
 県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うこととした。(第二〇条関係)

18 健康づくり審議会
 5 の基本計画等を調査審議させるため、秋田県健康づくり審議会を置くこととし、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。(第二一条～第二六条関係)

19 その他
 (一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
 (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
 (三) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例について所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県病院事業使用料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一七号)
 1 フツ素一ハフルオロデオキシグルコースによる陽電子断層撮影健康診査を受ける者から使用料を徴収することとし、その額は、一人につき一〇〇、〇〇〇円とすることとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

1 秋田県社会奉仕活動基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第一八号)
 係)
 1 社会奉仕活動の促進に関する事業を秋田県社会奉仕活動基金の対象事業に加えることとした。
 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県安全・安心まちづくり条例(秋田県条例第一九号)

1 目的
 この条例は、安全・安心まちづくり(地域社会における県民及び事業者等による犯罪の防止のための自主的な活動の推進、犯罪の防止に配慮した環境の整備その他犯罪の防止に必要な取組をいう。以下同じ。)について、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、もって県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。(第一条関係)

2 基本理念
 安全・安心まちづくりは、県民及び事業者が自ら犯罪の防止に関する理解を深めるとともに、県、県民及び事業者が、それぞれ適切に役割を分担しつつ、対等の立場において相互に連携し、及び協力することを基本理念として行われなければならないこととした。(第二条関係)

3 責務
 安全・安心まちづくりのための県、県民及び事業者の責務を定めることとした。(第三条～第五条関係)

4 啓発活動
 県は、安全・安心まちづくりについての県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、積極的に安全・安心まちづくりを行う意欲を高めるため、一〇月一日を安全・安心まちづくりの日とするほか、必要な広報その他の啓発活動を行うこととした。(第六条関係)

5 県民等に対する支援
 県は、県民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う安全・安心まちづくりを促進するため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うこととした。(第七条関係)

6 児童等の安全教育の充実
 県は、児童、生徒及び幼児(以下「児童等」という。)に対し、犯罪による被害を受けられないようにするための教育を充実するよう努めることとした。(第八条関係)

7 学校等における児童等の安全の確保

知事、教育委員会及び公安委員会は、共同して、学校及び児童福祉施設（以下「学校等」という。）における児童等に対する犯罪を防止するための必要な措置に関する指針を定めることとし、学校等を設置し、又は管理する者は、当該指針に基づき、当該学校等の施設内における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第九条関係）

8 通学路等における児童等の安全の確保

通学路、公園及び広場等（以下「通学路等」という。）を管理する者、児童等の保護者、学校等を管理する者、地域住民並びに通学路等の所在する地域を管轄する警察署長は、連携して当該通学路等における児童等の安全を確保するよう努めることとした。（第一〇条関係）

9 犯罪の防止に配慮した道路等の普及

県は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）の普及に努めることとした。（第一条関係）

10 道路等に関する指針の策定等

知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針を定めることとし、道路等を設置し、又は管理する者は、当該指針に基づき、当該道路等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第二条関係）

11 犯罪の防止に配慮した住宅の普及

県は、犯罪の防止に配慮した住宅の普及に努めることとした。（第三条関係）

12 住宅に関する指針の策定等

知事及び公安委員会は、共同して、犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針を定めることとし、住宅を建築しようとする事業者及び共同住宅を所有し又は管理する者は、当該指針に基づき、当該住宅を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めることとした。（第一四条関係）

13 推進体制の整備

県は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずることとした。（第十五条関係）

14 市町村に対する協力

県は、市町村が安全・安心まちづくりに関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うこととした。（第十六条

関係）

15 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県食品の安全・安心に関する条例（秋田県条例第二〇号）

1 目的

この条例は、食品の安全・安心について、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、食品の安全・安心に関する施策の基本的な事項を定めることにより、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康で充実した生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2 定義

この条例において用いる「食品」、「食品の安全・安心」及び「食品関連事業者」の用語の意義を定めることとした。（第二条関係）

3 基本理念

食品の安全・安心は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこととした。（第三条関係）

(一) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に必要な措置が講じられること。

(二) 農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において必要な措置が適切に講じられること。

(三) 県、食品関連事業者及び消費者が連携協力を図りながら、それぞれ主体的に取り組むこと。

4 責務及び役割

食品の安全・安心のための県及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を定めることとした。（第四条）第六条関係）

5 基本計画

知事は、食品の安全・安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食品の安全・安心に関する目標及び施策の方向その他必要な事項について定める基本計画を定めなければならないこととした。（第七条関係）

6 県民の意見の反映

県は、食品の安全・安心に関する施策に県民の意見を反映することができるように意見を述べる機会の付与その他の必要な措置を講ずることとした。（第八条関係）

7 自発的な活動の支援

県は、食品関連事業者が自発的に行う食品の安全・安心に関する活動を促進する

- 8 ため、情報の提供、助言その他の必要な支援を講ずることとした。(第九条関係)
- 8 生産から消費に至るまでの各段階における一貫した指導等
- 8 県は、農林水産物の生産から食品の消費に至るまでの各段階において、一貫した指導、検査、監視その他の必要な措置を講ずることとした。(第一〇条関係)
- 9 食品表示制度の適切な運用の確保
- 9 県は、食品の表示の制度の適切な運用を確保するため、監視体制の整備その他の必要な措置を講ずることとした。(第一一条関係)
- 10 危機管理体制の整備等
- 10 県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が発生し、又は拡大することを防止するため、緊急の事態への対処に関する体制の整備その他の必要な措置を講ずることとした。(第二一条関係)
- 11 情報の提供
- 11 県は、消費者及び食品関連事業者に対し、食品の安全性に関する調査又は検査の状況その他の食品の安全・安心に関する必要な情報を適切に提供することとした。(第二三条関係)
- 12 教育の充実等
- 12 県は、食品の安全・安心に関し、学校教育その他の教育及び広報活動を通じて、県民の理解を深めるように適切な措置を講ずることとした。(第一四条関係)
- 13 食品安全安心月間
- 13 県は、食品の安全・安心についての県民の関心と理解を深めるとともに、食品の安全・安心に関する活動を促進するため、毎年六月を食品安全安心月間とすることとした。(第一五条関係)
- 14 調査研究等
- 14 県は、食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うこととした。(第一六条関係)
- 15 市町村に対する協力
- 15 県は、市町村が食品の安全・安心に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うこととした。(第一七条関係)
- 16 国及び他の地方公共団体との協力
- 16 県は、食品の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国及び他の地方公共団体に協力を求めることとした。(第一八条関係)
- 17 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

- 1 秋田県使用済自動車引取業者登録等手数料徴収条例(秋田県条例第二二号)
- 1 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成一四年法律第八七号)の規定により引取業者の登録を受けようとする者等から、手数料を徴収することとした。(第一一条関係)
- 2 手数料の額を、次のとおり定めることとした。(第二一条関係)

引取業者の登録の申請	一件につき	三、〇〇〇円
引取業者の登録の更新の申請	一件につき	三、〇〇〇円
フロン類回収業者の登録の申請	一件につき	四、〇〇〇円
フロン類回収業者の登録の更新の申請	一件につき	四、〇〇〇円

3 その他

- (一) この条例は、平成一七年一月一日から施行することとした。
- (二) 秋田県第一種フロン類回収業者登録等手数料徴収条例(平成一三年秋田県条例第六九号)について所要の規定の整理を行うこととした。

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二二号)
 食品衛生法等の一部を改正する法律(平成一五年法律第五五号)による食品衛生法(昭和二年法律第二三三号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。

秋田県営自然公園施設条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二三三号)

- 1 秋田県営こめつが山荘を廃止することとした。
- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県森林整備担い手育成基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第二四四号)

- 1 森林整備の推進に関する事業を秋田県森林整備担い手育成基金の対象事業に加えることとした。(第一一条関係)
- 2 基金として積み立てる金額は、予算で定めることとした。(第二一条関係)
- 3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県中山間地域土地改良施設等保全基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例

- (二) 知事は、指定の基準に適合していると認めるもののうちから指定管理者を指定すること。
- (三) 県が設置する公の施設の管理に係る指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しないものは、(一)の申請をすることができないこと。
- 3 指定管理者は、次の業務を行うこととした。(第一四条関係)
- (一) 船川港金川多目的広場に係る使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の停止及び使用場所の変更に関する業務
- (二) 船川港金川多目的広場の維持管理に関する業務
- (三) 船川港金川多目的広場の利用の促進に関する業務
- (四) 船川港金川多目的広場の管理に関し知事が必要と認める業務
- 4 指定管理者は、球技場の開場期間及び開場時間に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従って船川港金川多目的広場の管理を行わなければならないこととした。(第一五条関係)
- 5 指定管理者は、船川港金川多目的広場に係る使用の許可を受けた者から利用料金を自己の収入として収受することとした。(第一六条関係)
- 6 利用料金は、その変更を含め指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めることとし、知事は、申請に係る料金が船川港金川多目的広場の使用に係る使用料の額の範囲内であること等の基準に適合していると認めるときは、その承認をしなればならないこととした。(第一七条関係)
- 7 利用料金の減免及び不還付について定めることとした。(第一八条及び第一九条関係)
- 8 知事は、指定管理者を指定したとき等は、その旨を公告することとした。(第二〇条関係)
- 9 アンローダ及びフォークリフトを廃止することとした。(第三条及び別表関係)
- 10 その他
- (一) この条例は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2、6、8及び9並びに(二)は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- 財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三一三号)
- 1 普通財産は、国又は他の地方公共団体その他公共団体において公益事業の用に供する場合は、譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができることとし、私人において公共用、公益事業の用若しくは県の重要な施策の推進に資するものと

- して知事が定める事業の用に供するため必要とする場合又は売払いに係る最初の一般競争入札の入札の日から二年を経過した場合は、時価よりも低い価額で譲渡することができることとした。(第四条関係)
- 2 普通財産は、私人において公共用又は公益事業の用に供する場合は、無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができることとした。(第五条関係)
- 3 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 秋田県土地開発基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三二二号)
- 1 基金の額を三、三三二、四七二、〇〇〇円(現行六、三三一、四七二、〇〇〇円)に減額することとした。
- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三三三号)
- 1 教育職給料表(二)を新設し、市町村立の中学校に勤務する教育職員で当該中学校における教育と一貫して教育を施す高等学校の教科を担任するものに適用することとした。(第五条及び別表第一関係)
- 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例及び教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三四四号)
- 国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一五年法律第一一七号)による教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)及び国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和四十六年法律第七七号)の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
- 秋田県立特殊教育学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三五五号)
- 1 秋田県立本荘養護学校を廃止することとした。
- 2 その他
- (一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- 秋田県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三六六号)
- 1 秋田県立高等学校の授業料、通信制受講料及び聴講料の額を次のとおり引き上げることとした。

聴講料	通信制受講料	授業料			区分
		専攻科	定時制課程	全日制課程	
一単位 一、六八〇円	一単位 三三〇円	月額 九、六〇〇円	月額 二、六〇〇円	月額 九、六〇〇円	改正後
一単位 一、六二〇円	一単位 三三〇円	月額 九、三〇〇円	月額 二、五〇〇円	月額 九、三〇〇円	改正前

2 この条例は、平成一七年四月一日から施行することとした。

1 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三七号) 学校職員の定数を次のとおり改めることとした。

区分	改正後	改正前
公立小学校、中学校及び共同調理場	七、五一八人	七、六六四人
県立高等学校	二、八六五人	二、九〇五人
県立盲学校及び聾学校	一、一六人	一、三〇人
県立養護学校	八五七人	八六六人

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三八号) 独立行政法人日本学生支援機構法(平成一五年法律第九四号)による日本育英会法(昭和五九年法律第六四号)の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

秋田県美術品取得基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三九号) 1 美術品の管理に関する事業を秋田県美術品取得基金の対象事業に加えることとした。 2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県立スポーツ会館条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四〇号)

1 秋田県立スポーツ会館の剣道場、柔道場及び弓道場を廃止することとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県警察組織条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四一号)

1 刑事部の所掌事務に薬物及び銃器に関する犯罪並びに組織犯罪の取締りに関する事務を加えることとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

秋田県警察職員定数条例の一部を改正する条例(秋田県条例第四二号)

1 警察職員の定数を、警視にあつては八六八人(現行八四八人)に、警部にあつては一七四人(現行一七三人)に、警部補及び巡查部長にあつては一、〇五九人(現行一、〇四八人)に、巡查(警察教養施設において教育訓練中の者を含む。)にあつては五五五人(現行五四九人)にそれぞれ増員することとした。

2 この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例等の一部を改正する条例(秋田県条例第四三号) 地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一五年法律第一一九号)による地方公営企業労働関係法(昭和二七年法律第二八九号)の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (一) 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五一〇号)
- (二) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六三年秋田県条例第二二〇号)
- (三) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三三〇号)
- (四) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成一三年秋田県条例第六四〇号)
- (五) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成一四年秋田県条例第六九〇号)

秋田県リサイクル製品の認定及び利用の推進に関する条例(秋田県条例第四四号)

- 1 目的
この条例は、リサイクル製品の認定及び認定リサイクル製品の利用の推進に關し必要な事項を定めることにより、リサイクル産業の育成並びに資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化を図り、もって循環型社会の形成に資することを目的とする事とした。(第一条關係)
- 2 定義
この条例において用いる「リサイクル製品」、「半製品等」、「認定リサイクル製品」及び「認定事業者」の用語の意義を定めることとした。(第二条關係)
- 3 責務
認定リサイクル製品の利用の推進のための県、市町村、事業者及び県民の責務を定めることとした。(第三条、第五条關係)
- 4 認定
リサイクル製品の製造等を行い、又は行おうとする者は、当該リサイクル製品が認定要件のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けることができることとし、認定の申請手続、認定の有効期間、認定の更新等について定めることとした。(第六条及び第七条關係)
- 5 認定リサイクル製品の表示
認定事業者は、認定リサイクル製品に認定を受けた旨の表示をすることができることとするともに、何人も、認定リサイクル製品以外の製品に、認定を受けた旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないこととした。(第八条關係)
- 6 変更等の届出
認定事業者は、申請事項に変更があつたとき等は、届出書を知事に提出しなければならぬこととした。(第九条關係)
- 7 認定の取消し
知事は、認定リサイクル製品が認定要件のいずれかに適合しなくなつたときその他の場合は、認定を取り消すことができることとした。(第一〇条關係)
- 8 県の認定リサイクル製品の調達義務
県は、県の行う工事又は物品の調達に当たつては、必要とする品質、数量等の条件に適合し、かつ、妥当な価格である認定リサイクル製品がある場合は、これを優先的に調達するように努めなければならないこととするともに、毎会計年度終了後、当該年度における認定リサイクル製品の調達の状況を公表しなければならないこととした。(第一一条關係)
- 9 秋田県リサイクル製品認定審査委員会
この条例の規定により知事に意見を述べるため、秋田県リサイクル製品認定審査委員会を設置することとし、その組織及び運営に關し必要な事項を定めることとし
- 10 知事は、この条例の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、認定事業者等の事務所等に立ち入り、その業務の状況等を検査させ、若しくは關係者に質問させることができることとした。(第一七条關係)
- 11 その他
(一) この条例は、平成一六年四月一日から施行することとした。
(二) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に關する条例について所要の規定の整理を行うこととした。

条 例

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第四号

一般職の職員の給与に関する条例及び職員の特務手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号に次のように加える。

ハ 教育職給料表(三)

第五条の二中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第十五条第三項中「第二項の」を「前二項の」に改める。

第二十三条の二及び第二十三条の三を次のように改める。

(定時制通信教育手当)

第二十三条の二 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)第五条に規定する校長、教頭、教員又は実習助手である職員には、定時制通信教育手当を支給する。

2 定時制通信教育手当の月額、給料月額に百分の十(管理職手当を受ける者にあつては、その職務の複雑、困難及び責任の度合による区分に応じ、百分の八を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合)を乗じて得た額とする。

3 前二項に規定するもののほか、定時制通信教育手当の支給に必要事項は、人事委員会規則で定める。

(産業教育手当)

第二十三条の三 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律(昭和三十二年法律第四十五号)第三条に規定する教員又は実習助手である職員(授業及び実習を担当する時間並びに勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。)には、産業教育手当を支給する。

2 産業教育手当の月額、給料月額の百分の十(定時制通信教育手当を受ける者にあつては、百分の六)に相当する額を超えない範囲内で人事委員

会規則で定める。

3 前二項に規定するもののほか、産業教育手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十三条の三の四第一項を次のように改める。

教育公務員特例法第十三条第二項各号に規定する校長若しくは教員又は教育公務員特例法施行令(昭和二十四年政令第六号)第九条第二項に規定する実習助手若しくは寄宿舎指導員である職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

第二十三条の三の四第三項を削り、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十四条第二項中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。
別表第四口の表の備考1中「、町学校、村学校及びこれら」を「及びこれ」に改め、「、町学校、村学校及びこれら」を削り、別表第四に次のように加える。

ハ 教育職給料表(三)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	—	—	270,000	400,100
	2	147,400	162,900	283,600	408,800
	3	153,600	171,200	297,400	417,200
	4	160,800	180,200	311,100	425,600
	5	168,700	191,100	324,600	433,900
	6	177,700	198,000	337,800	441,600
	7	187,700	205,000	347,900	449,200
	8	194,300	212,400	358,000	456,400
	9	200,900	220,300	368,300	463,300
	10	207,500	231,300	377,000	470,000
	11	214,200	242,800	385,400	476,900
	12	221,100	254,400	393,400	484,000
	13	228,400	266,700	401,200	490,400
	14	235,600	279,400	408,700	495,600
	15	242,600	292,500	416,100	499,500
再任用 職員以 外の職 員	16	249,700	306,100	423,300	
	17	256,200	319,500	430,000	
	18	262,600	332,100	436,600	
	19	269,100	342,000	443,100	
	20	274,900	351,800	448,900	
	21	280,200	361,700	454,300	
	22	285,100	370,000	458,900	
	23	289,800	378,200	463,100	
	24	293,900	385,800	466,800	
	25	297,300	392,600	469,900	
	26	300,600	398,900	472,700	
	27	303,900	404,600		
	28	306,300	409,800		
	29	308,100	414,600		
	30	309,900	419,400		
	31	311,600	424,100		
	32	313,300	428,100		
	33	315,000	432,300		
	34		436,200		
	35		439,800		
	36		442,200		
再任用 職員		227,100	280,300	347,200	420,800

備考 1 この表は、県立の中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び再任用短時間勤務職員に限る。）その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「県立の」の下に「中学校、」を加える。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第五号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第二十条の五第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条第五項各号列記以外の部分中「他の地方公共団体の職員(公立学校の職員を含む。）」として勤務する者」を「職員以外の地方公務員」に改め、「関する規定」の下に「又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第四十八条第二項又は第五十一条第二項に規定する基準をいう。以下同じ。))」を加え、同項第二号中「他の地方公共団体」の下に「又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。))」を、「関する規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加え、「当該地方公共団体」を「当該地方公共団体等」に改め、「以外の地方公共団体」の下に「若しくは特定地方独立行政法人」を加え、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第五十五条に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。))、地方公社若しくは公庫等」に改め、「(以下「一般地方独立行政法人等」という。))」を加え、「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等の」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公共団体」という。))」を削り、「地方公社で」を「一般地方独立行政法人又は地方公社で」に、「地方公社に」を「一般地方独立行政法人又は地方公社に」に改め、「(以下「通算制度を有する地方公社」という。))」を削り、「特定地方公社職員として」を「特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として」に改め、同項第三号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社若しくは公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、「(以下「通算制度を有する公庫等」という。))」を削り、同項第四号中「特定地方公社職員」を「特定一般地方独立行政

法人職員、特定地方公社職員」に、「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同項第六号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第八項中「前七項」を「前各項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第五十九条第二項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続き特定一般地方独立行政法人職員となつた者に対する前項第二号の規定の適用については、同条第二項の規定により地方公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したとみなす。

第七条の四の見出し中「特定地方公社等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第一項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第二項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、「第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項第一号及び第三号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第五号中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に、「地方公社又は公庫等」を「一般地方独立行政法人等」に改め、同条第四項中「特定地方公社等職員」を「特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同条第五項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

6 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第五十九条第二項の規定により引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。

第十三条第一項中「規定」の下に「又は退職手当の支給の基準」を加える。
附則に次の二項を加える。

37 平成十六年三月三十一日に国立大学法人法（平成十五年法律第百二十二号）附則別表第一の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第四条の規定により引き続き国立大学法人等（同法第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学

共同利用機関法人をいう。以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

38 旧機関の職員が、第七条第五項に規定する事由によつて引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第六十三条第二項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第六号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中 「保育士試験委員

歯科技工士試験委員」を「歯科技工士試験委員」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県退職年金等および退職一時金等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

秋田県知事 寺 田 典 城